

行 経 第 102 号  
令和 6 年 3 月 19 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況 (教育委員会所管分を含む。)

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況			
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知 (件数)	R 5 年 3 月 20 日 通知 (件数) ※ ( ) は累計数	R 6 年 3 月 19 日 通知 (件数) ※ ( ) は累計数
R 2 年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37 件	措置済み	1 4	1 7 ( 3 1 )	1 ( 3 2 )
			措置を要しない理由のあるもの	3	— ( 3 )	— ( 3 )
			対応中	2 0	3	2
		意見 24 件	措置済み	4	3 ( 7 )	1 ( 8 )
			措置を要しない理由のあるもの	2	— ( 2 )	— ( 2 )
			対応中	1 8	1 5	1 4
R 3 年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28 件	措置済み	/	1 6	6 ( 2 2 )
			措置を要しない理由のあるもの		1	— ( 1 )
			対応中		1 1	5
		意見 25 件	措置済み		9	5 ( 1 4 )
			措置を要しない理由のあるもの		1	— ( 1 )
			対応中		1 5	1 0

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況			
			区分	R4年3月2日 通知（件数）	R5年3月20日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日 通知（件数） ※（）は累計数
R4年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16件	措置済み	/	/	5
			措置を要しない理由のあるもの			—
			対応中			11
		意見 26件	措置済み			2
			措置を要しない理由のあるもの			—
			対応中			24

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	水道部経理課	
報告書ページ	65	区分別 の番号	指摘事項	6
			意見	
指摘事項等 の内容	<p><u>固定資産の適正な管理のため定期的な実査を実施すべきこと</u></p> <p>固定資産実査のサンプル抽出した12件のうち5件について資産が除却済みであり、固定資産台帳からの削除漏れとなっていた。実在性の確認は固定資産管理の基本である。会計規程において、固定資産実査の具体的な定めはないが、適正な固定資産管理のためには毎年度定期的に全ての固定資産を実査することが必要である。資産数が多く事務負担が過大となる場合には実査する資産のローテーションを行いながら、数年かけて全ての資産を実査するなどして、固定資産実査を実施すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>指摘のあった相違については、令和6年2月に固定資産台帳から除却をし、適正な措置を行った。</p> <p>また、固定資産台帳と資産の実在性の相違が生じないようにするため、今後は毎年、固定資産所管課(所)に実査を行い、適正な管理に努めていくこととし、令和5年度は令和6年1月に実施した。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	水道部経理課	
報告書ページ	66	区分別 の番号	指摘事項 意見	7
指摘事項等 の内容	<p><u>資産の用途変更の場合には適正な手続きを行うこと</u></p> <p>固定資産実査を行った資産のうち、1件について資産の実在性を確認したものの、資産取得時の保有目的を変更した資産があった。</p> <p>会計規程第117条において「主管課長は、固定資産が用途変更、所管換、維持補修工事等により異動を生じた場合は、その理由を記載した文書により管理者に報告しなければならない。」と定めているが、当該資産の異動にかかる文書を作成していなかった。</p> <p>固定資産の利用状況を適切に管理するため、会計規程の定めのとおり資産の用途変更等の事由が生じた場合は適切な文書の作成、内部決裁を行う必要がある。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>指摘のあった事項について、資産の用途変更等の事由が生じた際に提出する様式の定めがなかったため、新たに作成を行い、令和6年1月に必要な手続きについて部内に周知した。</p> <p>また、上記資産についても、前述の通知に基づき、適正な事務処理を行い手続きを完了した。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	水道部経理課	
報告書ページ	66	区分別 の番号	指摘事項	8
			意見	
指摘事項等 の内容	<p style="text-align: center;"><u>固定資産台帳の計上単位を管理可能なものとする</u></p> <p>固定資産実査における固定資産台帳と実資産との不一致が生じる理由として、担当者から固定資産台帳上の資産の更新、改修工事と台帳上の資産計上単位が一致していないことによって除却が完了しない資産があるとの説明があった。</p> <p>固定資産台帳における資産の管理単位として会計規程では特段の定めはないが、新地方公会計制度における統一的な財務書類等の作成基準における「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省 平成26年9月30日取りまとめ）の第32項において、固定資産台帳の記載単位として、</p> <p style="margin-left: 2em;">①現物との照合が可能な単位であること ②取替や更新を行う単位であること</p> <p style="margin-left: 2em;">が記載単位の原則との記述がある。</p> <p>固定資産台帳の記載単位として、電気・機械設備については工事契約等による設備一式単位で記載されている。管渠については年度ごとに整備した配水設備一式での登録、受贈財産についても年度ごとに受贈した資産を一括しての登録となっている。取得時の資産内容にかかる記録がなければ、その後の資産の更新や除却の際に固定資産台帳の適切な管理が困難になるため、固定資産台帳を継続的に管理可能なものとするため、固定資産の将来的な資産の更新や除却を見据えた単位で固定資産台帳に登録する必要がある。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>指摘の内容については、既に計上単位の見直しを行い、令和4年度資産登録分から対応済である。</p> <p>また、資産によつての計上単位等を記したマニュアルも令和5年3月に作成し、固定資産台帳を今後も継続的に適正な管理ができるよう、体制の強化を図った。</p>			

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和4年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	水道部給水課																																																		
<b>報告書ページ</b>	81	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>																																																		
			<b>意見</b>	6																																																	
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>複数業者との単価契約における業者選定方法の明確化について、検討すべきこと</p> <p>以下の業務委託においては、単価契約を複数の業者と締結するという形態で、契約が締結されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価契約かつ複数業者との業務委託契約</th> <th style="text-align: center;">締結業者数 (R3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">漏水修理及び復旧維持管理業務委託</td> <td style="text-align: center;">14社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宅地内鉛製給水管布設替業務委託</td> <td style="text-align: center;">37社</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務量の予想ができず、また作業について即応できることが必要なことから多くの業者と契約を締結しているとのことであった。</p> <p>各業者への業務委託代金支払実績の状況について把握したところ、令和元年度・2年度・3年度の状況は以下の通りであった。</p> <p style="text-align: center;">業務委託代金支払実績の状況 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">漏水修理及び復旧維持管理業務委託</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">宅地内鉛製給水管布設替業務委託</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">元年度</th> <th style="text-align: center;">2年度</th> <th style="text-align: center;">3年度</th> <th style="text-align: center;">元年度</th> <th style="text-align: center;">2年度</th> <th style="text-align: center;">3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">業者総数</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">39</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約総額</td> <td style="text-align: center;">266,343</td> <td style="text-align: center;">180,132</td> <td style="text-align: center;">188,577</td> <td style="text-align: center;">32,999</td> <td style="text-align: center;">50,791</td> <td style="text-align: center;">48,220</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上位3社契約額</td> <td style="text-align: center;">211,101</td> <td style="text-align: center;">134,851</td> <td style="text-align: center;">141,512</td> <td style="text-align: center;">22,687</td> <td style="text-align: center;">29,454</td> <td style="text-align: center;">31,053</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約総額に対する割合</td> <td style="text-align: center;">79.3%</td> <td style="text-align: center;">74.9%</td> <td style="text-align: center;">75.0%</td> <td style="text-align: center;">68.7%</td> <td style="text-align: center;">58.0%</td> <td style="text-align: center;">64.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>多くの事業者と契約締結しているものの、実際の支払実績をみると上位3社で総額の7割前後を占める状況であった。宅地内鉛製給水管布設替業務委託の契約業者では、支払実績ゼロの業者も散見された。</p> <p>このような状況において、以下の観点で問題がないか再検討し、業者選定方法を明確化する必要があるかを検討されたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注する業者の選定方法が、作業に即応できるといった条件に照らして公正公平か。</li> </ul>						単価契約かつ複数業者との業務委託契約	締結業者数 (R3)	漏水修理及び復旧維持管理業務委託	14社	宅地内鉛製給水管布設替業務委託	37社		漏水修理及び復旧維持管理業務委託			宅地内鉛製給水管布設替業務委託			元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度	業者総数	15	12	14	39	38	37	契約総額	266,343	180,132	188,577	32,999	50,791	48,220	上位3社契約額	211,101	134,851	141,512	22,687	29,454	31,053	契約総額に対する割合	79.3%	74.9%	75.0%	68.7%	58.0%	64.4%
	単価契約かつ複数業者との業務委託契約	締結業者数 (R3)																																																			
	漏水修理及び復旧維持管理業務委託	14社																																																			
	宅地内鉛製給水管布設替業務委託	37社																																																			
		漏水修理及び復旧維持管理業務委託			宅地内鉛製給水管布設替業務委託																																																
		元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度																																														
	業者総数	15	12	14	39	38	37																																														
	契約総額	266,343	180,132	188,577	32,999	50,791	48,220																																														
	上位3社契約額	211,101	134,851	141,512	22,687	29,454	31,053																																														
	契約総額に対する割合	79.3%	74.9%	75.0%	68.7%	58.0%	64.4%																																														

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の業者に発注が集中し、作業への即応体制に支障がないか。</li> <li>・ 契約額の少ない業者は、管理費を十分回収できず、少ない発注額では断らざるを得ないという悪循環はないか。</li> <li>・ 現状のように業者によって支払実績に大きな差が生じている状況で、管理費相当額は、適切に予定価格へ反映できるのか。</li> </ul>
<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>発注する業者の選定方法が、作業に即応できるといった条件に照らして公正公平かについては、給水課では、水道管路の漏水事故等が発生した場合、契約業者の中から、事故発生現場に近い業者に施工を依頼していることから、公正公平と考えている。</p> <p>特定の業者に発注が集中し、作業への即応体制に支障がないかについては、緊急性のある工事ということもあり、交通誘導員の確保や契約業者自身が既に受注している工事状況などにより、依頼を断られる場合もあるため、即時に施工可能な業者を見つけるためには、複数契約業者に連絡・依頼をする必要がある。即応できる業者に依頼した結果として、発注が集中することもあるが、緊急性の高い漏水等への対応に問題は生じていない。</p> <p>契約額の少ない業者は、管理費を十分回収できず、少ない発注額では断らざるを得ないという悪循環はないか、及び現状のように業者によって支払実績に大きな差が生じている状況で、管理費相当額は、適切に予定価格へ反映できるのかについては、契約業者については、年間を通して、適切な積算により管理費を含めて施工単価契約を締結しており、その単価で施工可能な業者とのみ契約を行っている。そのため、どの業者に対しても、同様の工事内容であれば、適切な管理費を含んだ同様の工事価格で発注している。</p> <p>今後も、契約業者のご理解をいただきながら、緊急性の高い工事に対して即応できるよう、現場に近い業者から依頼を行うことを前提に、公正公平な業者選定に努める。</p>

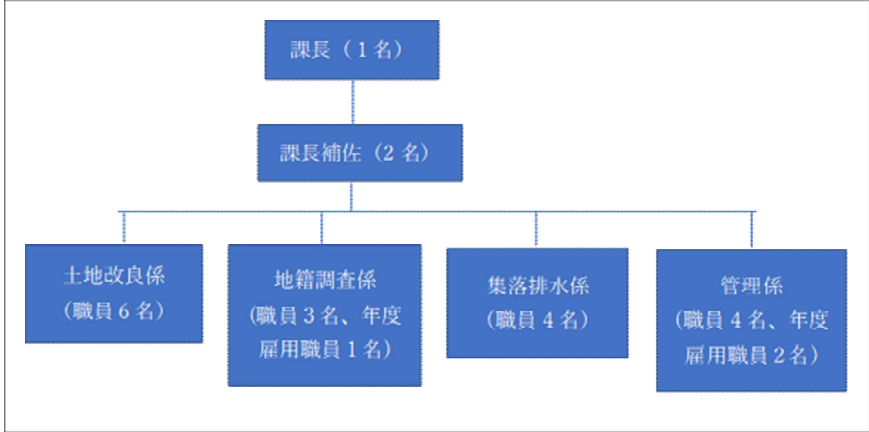


## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和4年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	下水道部下水道総務課																									
<b>報告書ページ</b>	141	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	14																								
			<b>意見</b>																									
<b>指摘事項等 の内容</b>	減損会計を適用すべきこと																											
	<p>下水道事業においても水道事業同様遊休資産を保有しているが、減損会計を適用していない。減損会計を適用しない理由としては水道事業と同様の理由である。</p> <p>令和3年度末の遊休資産にかかる帳簿価額等の状況は次のとおりである。</p>																											
	<p>下水道事業                      廃止浄化センター等に係る機械設備・電気設備等の状況 <span style="float: right;">単位:円</span></p>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区名称</th> <th style="text-align: center;">帳簿価額(A)</th> <th style="text-align: center;">長期前受金(B)</th> <th style="text-align: center;">(A)－(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>双葉台浄化センター</td> <td style="text-align: right;">43,234,794</td> <td style="text-align: right;">41,836,363</td> <td style="text-align: right;">1,398,431</td> </tr> <tr> <td>大塚・赤塚浄化センター</td> <td style="text-align: right;">19,555,117</td> <td style="text-align: right;">6,701,991</td> <td style="text-align: right;">12,853,126</td> </tr> <tr> <td>けやき台浄化センター</td> <td style="text-align: right;">11,298,873</td> <td style="text-align: right;">11,172,928</td> <td style="text-align: right;">125,945</td> </tr> <tr> <td>中丸マンホールポンプ操作盤 (大塚・赤塚処理分区)</td> <td style="text-align: right;">1,119,027</td> <td style="text-align: right;">117,134</td> <td style="text-align: right;">1,001,893</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">75,207,811</td> <td style="text-align: right;">59,828,416</td> <td style="text-align: right;">15,379,395</td> </tr> </tbody> </table>				地区名称	帳簿価額(A)	長期前受金(B)	(A)－(B)	双葉台浄化センター	43,234,794	41,836,363	1,398,431	大塚・赤塚浄化センター	19,555,117	6,701,991	12,853,126	けやき台浄化センター	11,298,873	11,172,928	125,945	中丸マンホールポンプ操作盤 (大塚・赤塚処理分区)	1,119,027	117,134	1,001,893	合計	75,207,811	59,828,416	15,379,395
	地区名称	帳簿価額(A)	長期前受金(B)	(A)－(B)																								
	双葉台浄化センター	43,234,794	41,836,363	1,398,431																								
	大塚・赤塚浄化センター	19,555,117	6,701,991	12,853,126																								
	けやき台浄化センター	11,298,873	11,172,928	125,945																								
	中丸マンホールポンプ操作盤 (大塚・赤塚処理分区)	1,119,027	117,134	1,001,893																								
	合計	75,207,811	59,828,416	15,379,395																								
<p>遊休の資産（機械設備・電気設備のみ）の帳簿価額から長期前受金の額を差し引いた金額は1,500万円を超える。</p>																												
<p>また、機械設備・電気設備以外にも土地や建物、構築物などを保有しており、それらについて売却で得られる正味売却価額か使用による収益獲得額による回収可能価額まで減損処理をする必要がある。機械及び装置に限っても少なくとも1,500万円を超える減損損失の計上が見込まれるため、遊休資産について重要性が乏しいことを理由に減損会計の例外的な取り扱いを行うのは合理的ではない。</p>																												
<p>そのため、遊休資産については適切に減損会計を適用し、収益性の低下を財務諸表へ正しく反映する必要がある。</p>																												

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>ご指摘のとおり、双葉台浄化センター、大塚・赤塚浄化センター、けやき台浄化センターは汚水処理場としての運転を終了しているため、機械設備・電気設備について、令和4年度決算において減損会計を適用し、処理を行った。</p> <p>なお、各浄化センターの土地、建物、構築物については、下水道事業において倉庫等として使用されており、遊休資産ではないため、減損会計は適用しない。</p> <p>また、中丸マンホールポンプ操作盤については、令和4年度中に撤去しており、その用地についても、同年度中に道路用地として市長部局へ移管したため、除却済みである。</p>
-----------------------	---

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和4年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	下水道部下水道総務課	
<b>報告書ページ</b>	169	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	16
			<b>意見</b>	
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>費用負担を適正に配分すべきこと</p> <p>令和2年度に比べ、令和3年度において、給与等人件費が著しく増加している。</p> <p>令和2年度は、農業集落排水事業特別会計は、産業経済部農業環境整備課集落排水係で事業が行われ、令和3年度において水戸市上下水道局下水道部集落排水課への所管換えにより、職員が転籍の上、事業を行っている。</p> <p>令和2年度の農業集落排水事業に係る職員配置は、以下のとおりとのことであった。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <pre> graph TD     A[課長 (1名)] --- B[課長補佐 (2名)]     B --- C[土地改良係 (職員6名)]     B --- D[地籍調査係 (職員3名, 年度雇用職員1名)]     B --- E[集落排水係 (職員4名)]     B --- F[管理係 (職員4名, 年度雇用職員2名)]             </pre> </div> <p>当該状況にあつて、令和2年度までは、集落排水係職員の2名分のみの負担を特別会計で行い、その他を一般会計で負担していたとのことである。本来であれば、集落排水係4名分及び管理係及び上席(課長及び課長補佐)の負担分を計上すべきであり、負担できるところに負担させるのではなく、負担すべきところに適正に配分して計上していく必要がある。</p>			

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>地方公営企業法の適用を見据えて、農業集落排水事業については、それを所管する組織として、令和3年度に集落排水課を設け、課長以下10名の人件費を全て農業集落排水事業特別会計に計上した。</p> <p>なお、令和5年度以降は、農業集落排水事業に、地方公営企業法を全部適用し、農業集落排水事業特別会計を廃止した上で、下水道事業会計に統合しており、会計間の負担配分の問題は解消している。</p>
-----------------------	---

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

<b>監査実施年度</b>	令和4年度	<b>所管課 (措置実施課)</b>	下水道施設管理事務所	
<b>報告書ページ</b>	188	<b>区分別 の番号</b>	<b>指摘事項</b>	
			<b>意見</b>	20
<b>指摘事項等 の内容</b>	<p>市単管路の工事にあたって採算性を考慮すべきこと</p> <p>市の農業集落排水事業の設置は完了しており、新たに管路を設置する場合、全額が市の負担となる。</p> <p>直近3年間の管路工事を見ると、市の新ごみ処理施設への接続や茨城県が実施する那珂川堤防工事に係る管路変更に伴うものなどであるが、一部、民家のための新設の管路工事も実施されていた。</p> <p>この民家のための新設工事は、那珂川堤防工事の実施により、設置事業年度中に実施する予定のものができなかったことに対する市民からの要望により実施したものである。</p> <p>ところで、管路の新設は、国庫補助等が無く、市民から5%の工事負担金を徴収することになってはいるものの、ほとんどが市の負担となるものである。</p> <p>水戸市農業集落排水事業経営戦略においては、接続人口の拡大を目標に、「必要に応じて管路施設の延伸を行い、新たな使用者の獲得に努めていきます。」とされているが、延伸には慎重になるべきである。</p> <p>なお、令和5年度からは、管路延伸はしないとしている。</p>			
<b>講じた措置 の内容等</b>	<p>管路延伸事業は地元住民から要望があれば実施していたが、人口減少や財政状況等、経営上の観点から検討した結果、令和5年度から管路延伸事業は廃止とした。</p> <p>今後は既存の施設を最大限に活用し、未接続者への接続の促進を図り使用者の獲得に努め、効率的な事業運営に努めていく。</p>			